

議員全員協議会会議録

(令和3年5月14日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和3年5月14日（金）
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

(1) 議会運営に関する申合せ事項の確認について

- ①申合せ(10) 発言時間について
- ②申合せ(16) 議場での資料(パネル等含)を使つての説明について
- ③申合せの公表について
- ④一般質問締切日について
- ⑤その他

(2) その他

開会 10時15分
閉会 11時53分

○佐々木副議長 皆さん、改めておはようございます。続きまして、ただいまより第9回議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長挨拶をお願いします。

○原田議長 はい。今日は議員全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日の協議内容はですね、先月の26日に議員懇談会におきまして、申合せ事項についての指摘が何点かありましたので、そのことについて、皆さんと今日は協議をしてきたと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。協議に入ります前に、議会運営委員会のほうより、ちょっと報告をお願いいたします。

山下議員。

○山下議員 着座のまま説明をさせていただきます。4月30日に第1回議会運営委員会を行いました。その結果の報告をさせていただきます。まず最初に、令和3年度議会定例会等開催予定日について、そして次に令和3年度愛南町議会議員研修会等事業計画についての確認をいたしました。なお、確認事項はタブレットのサイドブックスの11の共有資料に掲載しておりますので、その後お目通しをいただきたいと思います。そして今回から、議会運営委員会にオブザーバーとして、副議長も参加することを委員会にて承認をいたしました。

以上報告とさせていただきます。

○原田議長 はい。それでは協議に入ります。資料があると思いますので、まず(1)議会運営に関する申合せ事項の確認についてなんですが、その中で①といたしまして、申合せ、申合せ事項の10番ですね。10番の、ちょっとこの申合せ事項を見てもらえますかね。その中の10番の発言時間についてということで、この中で、議員懇談会のほうで、金繁議員より、一般質問の際の再質問3回というのは、撤廃したほうがいいんじゃないかという御意見がございました。その件について、まず協議をしていきたいと思います。そしてこの一般質問3回、再質問3回、現在各県下の町どのような状況になっておるのか、ちょっと資料がございますので、ちょっとお目通しを願ひたいと思います。事務局、説明いいですかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 失礼します。議会資料2をごらんください。よろしいでしょうか。はい。県内9町ですね、一般質問の状況について、再度ですね確認をさせていただきました。この表のとおりではあるんですけども、一問一答方式で3回であるとか、時間制限だけですね設けている町であるとか、様々でございますけども、愛南町についてはですね、再質問3回と時間制限40分という状況となっております。なお、今回ですね、この質問回数について、もし変更がある場合はですね、これについては、愛南町の会議規則の中で定めておりますので、まず会議規則の改正が必要になります。そういうことになりましたと、例えば、6月定例議会で、会議規則のですね改正をしたということになりましたら、実際ですね運用は、9月定例からということになりますので、御留意をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○原田議長 ただいま県下の町の状況の説明がございましたが、皆さん、この件に関して御意見はございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 あの事務局におかれましては、早速調べていただきましてどうもありがとうございます。この表を見ておわかりのように、回数制限のない一問一答方式というのを採用している議会がほとんどです。であの、私も調べてみましたところ、既に23年前に全国町村議会議長会のほうの報告で、一問一答方式を採用するべきであるという方針が出ています。現在2017年の時点では、もう8割の全国の自治体でこの一問一答方式を採用しているということでした。今の御説明に補足してというか、私も調べてみたので御報告です。ぜひ前向きに、私はもう一問一答方式を採用するのがいいのではないかと思います。たしか前回

の話合いのときに、嘉喜山議員がおっしゃっていたと思うんですけども。はい。皆さんもぜひ御検討をお願いします。

○原田議長 ほかに、この件に対して御意見ございませんか。

那須議員。

○那須議員 はい。私は今のままでいいと思います。愛南町議会は、3月に基本条例もつくりました。私はそれは不備があると思ってましたけれども、賛成多数のようで、可決されました。で申合せ事項もこのように決めました。前議員のうち7人が今残っております。また、新たに新人議員が5人入っておられます。その5人の方は1回も一般質問を経験してないわけですね。ですから、前議会の7人決めたことですから、せめて1年ぐらいいは、そのままやっていただきたいというふうに思います。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい。7人入れかわったということは、だからこそ今検討すべきときだと思います。議会基本条例を、形だけじゃなくて、実のあるものにしていくためには、もう今からスタートです。議長も副議長も、所信表明のときに、議会改革、それから研修もね大事だということもおっしゃってましたけど、みんなでやっぱり意識を議会基本条例に沿う形でそろえていって、いいことは1日も早くスタートするべきだと思います。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 もうこの際ですから、那須議員のほうから質問の工夫もしたらいいんじゃないかというような発言もありましたけど、それは答弁者がそういう気持ちで答弁すればですけど、ここ最近議会に出ますと、随分と答弁との行き違いというか、かみ合わないというか、そういう部分が多いから、こういう話が特に出てきたんだと思います。1回これ、制限両方、回数と時間でやっとなのはここだけなんで、1回これやってみたらいいと思います。それでやっぱり不手際があっつかんいうことならまた元に戻せますし、本当にこれ混乱するようであれば戻せますし、今まで混乱してるから、こういう問題が何度も、これ議論が起ってくるんで、もう今1回やってみるべきだと思います。これ工夫といっても、答弁するほうがその気がなければもうかみ合わんし、極端な話、同じ質問して10回でも20回でもかまんと思いますよして。前言ったとおりでかまんと思います。極端な話すればですよ、もう1の1で終わってしまっても、それは町民がどう受け取るか、同じあれで、それはつまらん議論やっとなのととるのか。それはもう町民の受け取り方、見てる人の受け取り方が大事なんで、それはそれで1の1、極端な話終わってもかまんと思います時間制限があるんですから。これはもう時間制限をしてやったら、いいんじゃないかと思います。もうそれで、またこれ以上の混乱があるようなら、またそのときに議論して元に戻せることもできるわけですから、これは1回もうこんだけ、ここ最近のあれ見てるとかみ合ってます。町民もそうですし、我々から見てもちょっとこう質問に対する的確な答弁でなかったような、随分とあるような気がします。これ1回やってみるべきだと思います。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私この前の協議会で、金繁議員が議員の皆さんも自分の支持者なり、町民なりこの意見を聞いてくれと、金繁議員の提案がありました。そこで私、今5、6人ほどですが、聞いたところ、ほとんどの方が、今、私も議員議会の悪口言うんではないんですが、その人の話ですが、今どうもだらだらだら長い質問で、わけのわからん質問が多いと。この上、時間・回数を撤廃したらますます混乱して、わからなくなると。私が聞いた方は、やっぱり今のまま3回でやってみて、1回か2回やってみて、それでどうしてもいけないんやったら協議して、変えることも、それはいいんじゃないかという意見がありましたので、私はやっぱり1、2回やってみるべきだと思います。中野議員が今スタートや。スタートはあんまり早めることも大事ですが、やっぱり慌ててスタートすることよりも、1、2回やっ

てみること。

私これ大切だと思います。

以上です。

○金繁議員 金繁議員。はい。そういう意見もあるかと思いますが。で、あの提案です。折衷案というか。現在の方式、分割方式、一括方式、これを廃止するんじゃなくて、残したままで一問一答も選択できる形にしてやってみるのが1番いいかなと思います。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 まだ私新人で、定例議会とか、もちろん一般質問もしたことはないんですけども、過去の愛南町の議会中継の録画は見てきております。その中で感じたことを述べさせていただきますと、愛南町の議会基本条例の中には、質問、発言は町民の目線で、要点のみをわかりやすく述べることというようなことが、一つ明記されておるんですけども、要は、議会において、町民目線でわかりやすい質問を行えるような、私たち議員が常に研さんしていくことが重要であるということが一つあります。制限時間40分の中で、質問回数を増やせば、わかりやすくなるかというものではないのかなと感じております。私は質問する議員、それと説明する理事者側の双方が、限られたこの質問、3回の中で、町民目線でわかりやすい、やりとりとなるように、お互いに最善の努力をしてみることがまず大事なんじゃないかなと思っております。その中でぐつが悪かったら、また条例を変えて、回数制限を撤廃するなりを議論していけばいいのではないかと考えております。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 はい。私も今の意見に同感でございまして、40分という時間制限の中です、やっぱり前もって質問を出すわけですから、その中で我々議員としてですね、町に聞きたいことを一般質問について要点をきちっと提出をして、それに対する回答、きちっとこれも議員の責任じゃないかなと思うんですね。やみくもに回数を延ばしてですね再質問で行くよりも、逆に、きちっとした要点をつかんでですね質問を町に対してやっていくというのも、我々議員の責任ではないかなというふうに思いますので、現行で今、議長の許可を得たときについては3回っていうのが撤廃されてますし、そこは我々経験ないもんですから、余りここの個人の意見として、一応そういう形で、尾崎委員と同じような形で私はそのままやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○原田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 ええっとですね、私これまで理事者側の立場で物を見てきたわけなんですけど、問題点としてはですね、本来通告書にきちんと記載するべきと思われるケースですが、再質問で本題を問うケースが多いこと、これではですね、納得する答弁は得られないし、まともな答弁も出来ないと思います。それと通告外と思われる質問が多いこと。で、1回に複数の質問が多く、理事者は複数質問されても、書き留めるのが精いっぱい理解する時間がない。このような状態では、的確な答弁も出来ないと思っております。あとですね、納得する答弁でなければ、やはり同じ質問を繰り返すケースが多いということを私は感じております。やはり今のままで、その上で、やはり質問の内容の精査も必要だろうし、やはり納得する答弁が得られるような、質問の仕方をすべきかなと。私も、最終的には一問一答がベストだろうとは思っております。

以上です。

○原田議長 ほかに。鷹野議員。

○鷹野議員 ちょっといいですか。その一問一答の確認なんですけど、その今まで1の(1)

(2)とかいうてありましたよね。その一問一答っていうのは、その(1)に対して、理事者がその回答をしたときに、それに対するまた質問をするのか。それとも、1の(1)から

(3) まであって、それが一括で答弁が終わった後に、今度、再質問を一問一答でやっていくのか。ですから、言うたらこの混同、一問一答方式を混同ってあるやないですか。この辺を、ちょっとはっきりしとったほうが、まず、いいんじゃないかなと思うんやけど。だから、理事者側が今までどおり、その1の(1)から(3)までであるとして、3まで全部答えるやないですか。それで、また再質問1の(1)についてありますかって言うて、それが3回やないですか。ほんで、その3回をそこから一問一答にするのか、その辺を。

○原田議長 事務局これ、どういうふうに。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい。今の一問一答方式の方法なんですけども、その辺りについてはですね、運用によると思います。なので1番最初に、1から2は1、2の質問ですね、1の(1)(2)(3)あると思うんですけども、全て答えていただいた後ですね。再質問について、一問一答方式でやるというような形もありますし、その辺りも運用で対応していけるかなとは思ってます。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 今事務局の説明ですが。ということは例えば、前回、吉村議員が1の1で、1の1の中で8つぐらいですかね吉村議員、8つか9つ質問したでしょう。それを例えば議運で、最初、1の1で、1から2番3まで、町長が答弁すると。それ済んだら今度、4から6までするとかいうふうにしたら割とうまく。運用の仕方って今言うたんで流れることもありますよね。そうしたらある程度は、できるんやないかとは思いますが。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。失礼します。その方法についてはですね、一問一答方式となると、一つの質問にですね回数制限等の関係もあるんですけども、一つ二つ複数のですね、質問をしなくてもですね。あくまでも一つの問に対して一つの答えということになるので、さっきのような、一つの質問に対して複数の問いをですね、つけてくるようなことはなくなるんではないかなとは思ってますけども。

以上です。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 ちょっと確認なんやけど。そしたら、1の(1)から(3)まであって、理事者側が答えますよね。そしたら、今度再質問は、その1から3まで全部含めて、一問一答方式の時間制限までっていう、そういう解釈の仕方であっていいんですかね。

(発言する者あり)

○鷹野議員 今までやったら、1の(1)が、全部理事者側がまず言うて、1の1、1の(1)について再質問ありますかっていうことで3回でしたよね。(賛同する者あり)

○鷹野議員 この一問一答っていうのは、理事者側が一括で返答して、1の(1)に対して、また再質問に対して、一問一答でどんだん回数制限なしで返していくのか、それとも(1)から(3)までのトータルで、一問一答で返していくのか、それが運用の仕方っていうことについて考え方でええんかいな。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。そのとおりだと思います。実際ですね、1の(1)に対して、再質問がない場合もありますし、その辺りはもう今言われたような形ですね、1の(1)に対してなかったら、ありませんし。1の(1)に対して、納得出来ないということでしたら、一問一答ですね、ずっと続けられるということになろうかなと思います。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 これ今の説明もですけど、あの回数制限があるから、議長の議会の運営にかかってくるんですよ。それ1番町民の皆さんが、どうして何かごたごたしてるなっていうのは、

回数があつて、3回終わりました認めてください。あれがみつともない話になるんで、これ一問一答とか回数の制限さえなくすれば、そういうのもないし、一つ一つ答弁して、10回であろうと1の1で10回であろうと、違う問題一つ一つ質問できるんですけど、これを1の1で聞きたいことも何かあるから、それを3回しかないから、それをまとめて五つも八つもいくから、なかなか答弁が難しいし質問の内容も聞き取れん。そういう問題が出てくるんで。今1番何で町民からそういう声が出るかと言うと、3回でとか認めとか、ほんでちゃんと答えてないやないかとか言うて、いう部分が出てきたり。手挙げずに座って、回数が増えるからみたいな話があつて、みつともない話になってるんで。そこらあたりは、1回やはりこの回数を撤去すべきやないかと思ひます。そのあたりに1番見苦しいところになつとるんやないかと思ひますよ。ずっとこれ今始まった話じゃなくて、もうずっと前から今議論始めた話やないですから、もうこのあたり、やっぱり全国標準とか、愛媛県標準に近づけて、1回やってみてそれで、やはり何かこう問題が出てやはり前のほうがよかつたなということもあるかもしれんし、これは一度やっぱりそういう部分で1番みつともないところがその回数やと思ひますよ。だから3回だからとか、もう1回認めてくれ。議長が認めんなつてきて、終わりましたとか、事務局のほうとの間であつたりして、このあたりが1番見苦しいところになつとるんやと思ひます。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 そんなに見苦しい一般質問は、そんなに僕は目撃してないのでわかりませんが、それならそれで、通告制なんですから、いろんな質問を羅列して通告していればそれでいいわけですよ。その場で思いついたようなことではなくて、やっぱりちゃんと聞きたいことは、それは1の1から10ぐらいまで、20でもかんまんですよ通告なんですから、事細かく質問すれば、そういうことは、あり得るわけないので、私は今までどおりでいいと思ひます。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 まあ、なぜ全国で議長会町村議長会が、平成10年、もうはるか23年前から、回数制限を撤廃すべきと、これ一般質問だけじゃなくて質疑においても、撤廃すべきって言ってるんですよ。なぜそれを言ってるか、で一問一答方式にするべきだと言ってるか、やっぱりそこをしっかりと考えて、いかないといけないと思うんですね。今までがこうだったからとかいうことではなく、なぜ今8割の全国の地方議会が一問一答方式導入しているのか、県内でももうほとんど全てですよ、これ調べていただいた事務局に。見たら。通告で全ての質問を出しとけばいい、そういう話じゃないんですよ。町側と議員が自由な討論をすることによって、論点が浮かび上がってきて問題解決ができる。それがひいては町民の福祉に結びつくということだと思ひます。議会改革の流れの中でこうなつてきてるので。だから、これ一問一答方式もあえて、議長会、町村議長会の意向にも反して、23年たつても、愛南町議会には採用しないというのであれば、それはそれで明確な、本当に明確な理由が欲しいと思ひます。

必要だと思ひます。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 まあ、一問一答してますけれども、これ回数制限しとるわけですよ。一問一答で際限なく質問できるということではないわけですよ。そこはブレーキをかけたるんで、ちょっとわかりませんが、私。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい、40分という時間制限がありますので、一問一答方式にしても何ら問題はな

○原田議長 少林議員。

○**少林議員** はい。すいません。私も新人でまだ1度も経験していませんが、3月の定例議会とか、勉強のために見させていただきました。そうすると、ある議員さんがいろいろこう、町長さんに対して質問していくんですけど、どんどん深まってきてるなってとこで、すごい回数とか時間とか気にされて、物すごい、深まりきれなかったなっていう感じがいたしましたし、それをやはり町民から聞きました。で、先ほど3回でいいじゃないかという方の御意見を何人かお聞きしたんですけど、その意見は、多くが質問する側、私たちの側が悪いような印象を受けました。でも、論点ずらした答弁すれば何回でも質問、もっとしゃんと言うてよっていう形になってしまうことも、今まで見受けられました。だから議員側もだし、その当時町側も、共にももちろん心がけ、きちっと心がけなくてはいけないし、そのときに、今回原田さんが議長さんになられてらっしゃいますが、論点ずらした質問答えであれば、ずれてますよと、きちっと答えてください。すかっと、というふうなことが議長の力量としてどんどん言っていく。再質問どんどん必要とあれば認めていくっていう、また、すごい議長さんの力が要るのかなというふうに思います。で、どっちがいいかという私の意見ですけど、中野議員のお話を聞きますと、これ何回も今までも上がってきたことということを、今お聞きしました。で、うちらも私も、例えば教師しよって、どういうときに学校が活性化するかというと、新しい意見が出たときに、それをどんどん採用してくれる校長がいたときに活性化します。

○**原田議長** 少林議員。もうちょっと簡潔に。

○**少林議員** すいません。すいません。あの新しい意見が出たときに、今までのこうこうやけん。いろんな理由をつけてそれを元に戻していくと、どんどん活性化しなくなりますし、新しい意見でなくなります。ですから、新しい提案が出たなら、なるべく皆さんの気持ちとしては、その改善案を取上げていく方向でいくべきではないでしょうか。そのためのこの条例をまたつくったわけでしょう。ということで、ぜひ、改正をしていくと、いけんかったらまた止めたらいいいということで、お願いしたいと思います。

○**原田議長** 3回撤廃するということですね。

○**少林議員** はい。そうです。

○**原田議長** 那須議員。

○**那須議員** 新しい意見が、必ずしも改善ではなくて改悪になったりもしますので、私はやっぱり今までどおりでいいと思いますし、これはもう、個々の議員14人いますので、もう多数決で決めてやったらいかがですか。

○**原田議長** 金繁議員。

○**金繁議員** はい。繰り返しになりますけれども、先ほど申したように、もう23年前からこの議会改革の流れで、全国町村議長会で一問一答方式に採用するべきであると言われて、もう8割の議会がやってるんですよ。それは、3回制限、回数制限の弊害を十分に認識した上で採用されているんです。それに刃向かうとは、それを拒否するのであれば、しっかりとしたその理由づけ、今までこれでよかったんだからとか、そういうことではなくて、愛南町議会はこうこうこういう理由で、回数制限をしないという、しっかりとした理由を打ち出すべきだと思います。そうでないと町民は納得出来ないとします。

○**原田議長** ほかにありますか。

吉村議員。

○**吉村議員** 実はこれ、基本条例の中で取りまとめをするときにですね、この回数はそこだけじゃなくて、過去の議会運営委員会の中でもあったんです。ところがですね、毎回さっき中野議員から発言がありましたけども、出てくるのは、答弁がずれとるやなしにわざとずらしとると。議会の整理権は議長なんです。議長が、今先ほど少林議員の発言の中にもありましたように、議長の裁量で理事者ちゃんと答弁せよと言え、済むことなんです。そ

れを言わずにずっと来とったんで、これを言うことで、この間取りまとめのときに、議長さえちゃんとすればいいやという話で、まとまったんですけども、ということですね、これ3回という部分がどこまでも、これでということであるならば、これは皆さんの考え次第ですけども、でも改革の中で、基本条例を使って、つくって、これから住民目線で開かれた議会として、どんどんやっていこうというのであれば、我々は議会目線なんですよね。議会目線ということは住民目線なんですよ。理事者目線じゃないんですよ。議会は。議会は下請企業じゃないんです理事者の。だからこそ、住民、住民の目線でやるのであれば、やってみたらいいんです。やったらいいんですよ。皆さんが、これは前に向いていこうやないかということであったらやったらいいし、そこなんですよ。新しい議員さんも出て、それぞれ意見出ましたけども、どうも発言聞きよったら理事者サイドに立つような発言ばかりなんで、そうじゃないんですよ。議会というのは、牽制機関なんですよ。もう1回みんなそれぞれが再認識するべきやと思います。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

那須議員。

○那須議員 議会目線で、理事者目線で発言したことはそんなにないんですが、この間私3月はインターネットで見ました。で、やっぱり一般質問の中では、もうこれはひどいなということで、私も親しい人たちに聞きましたら、途中でライブを切ったという人が2人いました。何だあの一般質問はということで、やっぱりポイントポイントを押さえた的確な、しかもその間延びしたような一般質問ではなくて、やっぱり今までどおりの、ちゃんとした回数を制限してやるべきだと、時間も制限してやるべきだというふうに私は思いますんで、もうそろそろ取りまとめて。議長、取りまとめてください。

○原田議長 はい。金繁議員。

○金繁議員 はい。今の那須議員の御意見ですけれども、3月の議会に関しては本当にたくさんの方から、もう恥ずかしかったと、ぐだぐだとしていたと。それは主に理事者側の対応がぐだぐだだったということなんですけれども。なので、議員の質問の仕方がどうこうというよりも、やっぱりその議事の進行を、どう采配するかというのも大事だと思います。それで、今那須さんがおっしゃった点に関して言うと、一問一答方式にしたほうが、例えばこの前の3月議会の吉村議員、七つぐらいね、ずっと質問がありました。それを一つ一つやっていったほうが論点はクリアになって、町民の方にもわかりやすかったと思います。最初にだ一と七つまで言って、先程鷹野議員がおっしゃったように、それから理事者がだ一と答えて、それから1に戻って2に戻ってやってたらわかりにくくなります。一問一答方式のほうが明快です。町民にもわかりやすいです。まだ発言されていない方にぜひ、賛成なら一問一答方式を導入することについて、また回数制限を撤廃するっていうのは、動議ととらえるか別として、議決するか別ですけど、それぞれまだ発言されていない方の御意見をいただき、また最後にはぜひ原田議長に、この議会を活性化していくということを、所信表明でもおっしゃられたんで、町村会の意向に沿う形にね、するならするしないならしないで、御意見をいただけたらと思います。

○原田議長 はい。佐々木副議長。

○佐々木副議長 私の意見ということで、私は現状のままでいいと思います。町民にわかりやすい議会運営ということではですね、やはり、だらだらと質問するよりかは、回数制限を設けて時間制限をして、それでやはりわかりやすい議会運営をしていけば、議長さんがさっき言いました。長い質問になれば注意をして、わかりやすい議会運営をしていけば、現状のままでいいと思います。

以上です。

○原田議長 池田議員どうですか。

○池田議員 私も一般質問しておりませんので、実際正直なところわかりません。今の議論を聞かしていただいて、今ちょっと頭の中混乱しとる状態ですが、申し合わせ事項でこう決められた理由も、もっと、もっと詳しく教えてもらわんと、ちょっと理解できんところですけども、1回もうこれで、この状態で一般質問さしてもろて、それから判断さしていただいだと思います。

以上です。

○原田議長 あとは、石川議員どうですか。

○石川議員 あの私は今回新人がですね、新人議員が5名入ってこられて、一般質問も1度ですね、してない中で、これを議論するよりも、まずはですね、一般質問新人の方がですね、されて、そのあと、一問一答にするのか、回数制限を撤廃するののかという検討を、もう1回したほうが私はいいんじゃないかな。せめて1年か。1年やったとしても4回しか出来ませんので、4回やってですね、そのあとにどうするか。もう再度決めたら私はいいと思っています。私は当面はですね、現状のままで十分じゃないかな。質問する側のですね、もうその裁判所では議会はないので、こうじゃ、ああじゃっていうことですね、詰めるようなですね、質問をですね、何回もしてもですね、答弁される方もですね、理事者もですね、それはなかなか回答が、出しにくい部分もあってですね、それが余計にですね、議会を混乱させるんじゃないかなというふうに私は思っています。当面はこのままで結構だと思います。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 私の意見まだ言ってなかったんですけど。私は、方向的には一問一答方式。これを採用すべきだと、将来的にはというふうに考えております。ただですね、理事者側にしても通告書にあることしか答えられないという、答えないというか、その辺のですね、質問者との考え方もしっかりしていないと、一応関連質問は出来ないようになってます。ですから、通告書に関連する事項も、再質問する事項もしっかりと書いていないと、理事者側も答えられないというふうになってこようと思いますんで、通告書に書くその内容の充実、これをしっかりしていけば3回以内では収まるとは思いますけど、将来的には3回にこだわることはないというふうに、3回までで終わるんじゃないかなというふうに思っています。だから3回という回数は撤廃すべきかなというふうに思っています。

○原田議長 大体皆さんの意見を伺ったんですが、もうそろそろこれで決をとりたいと思います。何。

○金繁議員 議長の御意見もお願いします。

○原田議長 議長は、ちょっとそれは、意見はいいですよ。それでまあ、差し向きこの3回、新人さんもおるということで、この3回でいつときこれでやってみるかという。やってみようという意見の人は挙手をお願いいたします。

(発言する者あり)

○原田議長 8人かな。

(発言する者あり)

○原田議長 そうです。

(発言する者あり)

○原田議長 えっと8名やったかな。はい。8名ですので、差し向き、この当分の間は、この3回制限でやっていきます。先ほどから意見もあったように、新人さんが結構多いので、新人議員も、今からどしどし一般質問をやっていただいて、またそれによって、また意見をいただきたいと思っています。

はい。金繁議員。

○金繁議員 はい。その点に関してなんですけど、やっぱり議会改革がなぜ必要か、やっぱりもっと私たちね、チームですから議会の共通の認識を持てるように、やっぱり勉強をしていかないといけないのかなと思います。2年前でしたかね活性化委員会で、先生をお呼びして、皆さんでみんな話を聞いてすごく勉強になりました。ああいうことを、ぜひ今後も続けていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○原田議長 はい、わかりました。それでは以上で発言。待って、発言時間はですね、この10分40分以内ということで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 はい。わかりました。そして、反問に対する議員発言は、回数にも発言時間にもカウントしないということで、よろしく願いいたします。あとは、いいですかね。はい。嘉喜山議員。あのですね、提出について。通告書の提出について。

○原田議長 それはこの後協議しますので。

はい。本多事務局長。

○本多事務局長 はい。失礼します。この中でですね、1点訂正といいますか、確認をさせていただきたいことがあります。今ですね、議長のほうから報告といいますか、説明がございました。反問に対する議員発言の回数のとこなんですけども、これにつきましてはですね、その下の2の質疑についても同様にですね、適用されますので、そういった扱いでよろしいかどうかというあたりを確認していただきたいと思います。質疑の3回の中にですね、反問についての回答は含まないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 すいません。続いて16番の。

はい。金繁議員。

○金繁議員 すいません。今の点についてなんですけど、理事者側の反問権というのは、何回でも制限なくできるんですよね。

○原田議長 はい。本多事務局長。

○本多事務局長 要綱ではですね、特に制限はなかったかと思います。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。金繁議員。

○金繁議員 回数制限は理事者側はないということで。でも同じことをこちらが質問しようとしたら、3回制限あるんですよね。おかしくないですか、議長。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 失礼します。反問についてはですね、あくまでも質問の内容について、その意図とか何かを確認するためだけなので、恐らく複数回の質問はですねあまりないのかなとは思っております。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 わかりました。はい。あんまりないとは思いますが、実際あったときにどうするのかというのは決めておかないと、混乱の原因になるので。

(発言する者あり)

○原田議長 まあ議長の判断で。

(発言する者あり)

○原田議長 事務局、大丈夫ですか。

はい。本多事務局長。

○本多事務局長 はい。反問についてなんですけども、反問についてはあくまでもですね議員が質問2事項について、その根拠とかですね、内容について確認をするという意味ですので、いわゆる反論とは違います。反論といいましたら、いやそれは違いますよということ

で、議員に対する質問に対してですね、反対意見を述べるということがあるんですけども、反問については質問内容を確認するにどまるということですね、確認しておいていただきたいと思っております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい。事務局長ありがとうございました。今明確になったと思うんですけど、したら理事者側は、こちらの質問の内容の確認は制限なく何回でもできる。じゃあ議員の側が、理事者が答えた内容について確認するときも、回数制限なくできるということによろしいですね。同じでないとおかしいやないすかバランスが、余りにもおかしくないですか。

○原田議長 確認をするんですか。金繁議員。

(発言する者あり)

○金繁議員 じゃあ、その場に座って、例えば、議長今の内容の確認ですけどって言って、その場ですれば、同じ反問権的なことを聞けるということですね。

○原田議長 確認ですか。

(発言する者あり)

○原田議長 山下議員。

○山下議員 金繁議員。反問権さっきから説明しよる。それ理事者が、議員に対して何回も反問権使って確認することはありません。

(発言する者あり)

○山下議員 そのときは議長がしっかり議場の整理権しますので、心配は要りません。

(発言する者あり)

○原田議長 もうこれは議長が判断しますので。いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 続いて②の、ナンバー16番。パネル等の資料、議場での資料を使っただけの説明についてということで、議員懇談会で金繁議員からも出たんですが、パネル等を使った場合に、使いたい場合にするかということで、これも県下各町の状況を、資料で今日っとならうんですが、その資料の説明を事務局お願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい。議会資料3、県内9町本議会でのパネル使用状況というですね資料をごらんください。県下の状況をですね、確認をさせていただきましたけども、パネル使用の有無の欄をですね見ていただいたかと思うんですけども、事例がないところがですね6町ございました。で、事例があったのが上島町と愛南町だけとなっております。内子町については、資料の持込み事例があったということとなっております。許可の方法についてなんですけども、ほぼですね全て議運に諮って、議長が定めると、決めるということとなっております。あと、参考までにですね、欄の下に書いてありますけども、これについてはですね、県の議長会のほうに問合せをしてですね回答いただいたんですけども、ちょっと読まさせていただきます。本会議場へのパネルの持込みについては、会議規則上の明文規定がないため、地方自治法第104条の規定により、議長の議事整理権の範疇と考えられることから、議長の許可を得て、パネルやその他の資料の持込みが適当と考えられる。また議会運営委員会において、持込みの際の基準をあらかじめ定めておくことが望ましいとされているという回答をいただいております。その下のですね、1234につきましては、これについては、実際ですねパネル等を使用される場合、そのパネルを使用する議員がですね、事前に承諾を得ておかなければならないこととか、実際使用する際にですね、気をつけていただきたいことを書いていますんですけども、まず、出典、著作権、肖像権等はパネルを

使用することについての事前に許諾を得ているかとか、また、個人または団体の権利利益を侵害していないか。また、広告宣伝、勧誘等を目的とする内容を含んでないか、こういうことをですね、事前に議員個人がですね確認をしていただく必要があろうかなと思っております。また、パネルを見なくても、会議録を読んで、発言の内容が理解できるような、そういったですね説明をしていただく必要があるのかなと思っております。続いて議会資料 4 をごらんください。これにつきましてはですね、以上の内容を踏まえて、仮にですね、パネル使用をですね議会運営委員会に諮って、最終的に議長が決定する場合のですね、こういった申出資料があったらいいのかなっていうことで、事務局のほうとしてですね、資料としてつくらささせていただきました。先ほど説明した内容について、含めているんですけども、まず記以下のところを見ていただきたいと思いますけども、1 ですね、使用する会議の名称であるとか、一般質問の事項であるとか、また質疑の内容についてですね、記入していただいて、2 については、先ほど説明しましたとおり、事前にですね許諾を得ておく必要があるものを、しっかりと得ているかどうかを本人が申出でいただくと、そういった内容となっております。3 については、実際に使用に際してですね、口頭説明に努めること等ですね、パネルを見なくても、質疑の内容が分かるようにですね、説明をしていただくということについてですね、確認をしておく内容となっております。これはもちろんあくまでも資料です。

以上です。

○原田議長 ただいま説明をしていただきました。このパネルの使用について、皆さん、御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 はい。事務局長どうもありがとうございます。調べていただいて、この助言をいただいた 104 条議長の許可を得て基準を定めておくという御助言、県のほうですか。すいません確認なんです。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。町村議長会ですね事務局に問合せはしたんですけども、同じく同様の内容がですね、議会運営に関する資料に出ておりました。

以上です。

(発言する者あり)

○原田議長 ほかに御意見ございませんか。それでは、今までどおり議会運営委員会に諮ってということで。

はい。金繁議員。

○金繁議員 はい。あの本多局長がおっしゃったように、議長。町村議長会の御助言の内容でいいんじゃないかと、私は言ったんです。つまり、104 条地方自治法 104 条の議長の許可を得て、基準を定めておく。で、議運の審査をしてると、やっぱり時間も物すごいかって、事前にこのフォーマットがあれば、それで十分じゃないですか。議運はその内容の是非について審議するところではないので、議長が判断すれば、このフォーマットがある以上はもう十分だと思います。逆に、これ以上何を議運で判断するんですか。内容判断出来ませんよね。このフォーマットを採用して議長にお見せして、許可を得たらもうそれで十分じゃないですか。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 あくまでこの、この(案)ですかね説明資料持込み使用申出書(案)。これあの議長あてに出される文書で、議長が議運に対して諮問するしないは、議長の私は権限だと、私は理解してるんで、その部分は、いきなり、この文書が、議運に出されるわけではなくて、これはあくまで議長に出して、議長が、これを諮問する機関である議運に諮る諮ら

ないは、これは議長の権限だと私は理解してるんで。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい。石川議員のおっしゃるとおりで、議長の判断です。先ほど申したように、議運は一般質問の内容とかパネルの内容について審議する会議ではないですよね。で、だからその内容をね、例えばコロナのことで、複数の議員が重複した内容だから、これをちょっと整理していきましようということではあるけれども、この質問をやめてくださいとか、このパネルは出さないでくださいとか、その内容の是非によって判断するところではないはずなんです。ですので、私はこの申出書の、ここの第三者の著作権を侵害しないものであることなどの条件をクリアしておれば、当然に、もう議長だけ、議運を通すことなく、議長だけで判断できる。すべきことだと思います。

○原田議長 いや、議長だけの判断というのはちょっとどうかと思いますね。これやっぱり、議運に諮るべきじゃないでしょうかね。

○金繁議員 じゃあ原田議長は、議運というのは、議員が出してきた一般質問の内容とか、パネルの内容の是非についても、審議するところだと思われませんか。逆に、このここの申出書に書いてある条件以上のことを議運で話すということですか、審議するところなんですか。

○原田議長 議長が1人でそれをもう判断するということになるんですか、じゃあ今から。中野議員。

○中野議員 あの、これは議長に提出していただいて、この内容に不適切かどうかという部分は、事務局と相談して、それで判断出来かて、どうしてもっていう時に、忙しくても議運に諮ったらええんで。ほぼもう議長の判断、事務局と相談してこれ適当かどうかの最低限のところ、あれして認められることなのか。それでどうしてもときは、議運に諮ったらええやないですか、忙しくても朝早く来てもらって、諮ってやってもらいたええんで。ほぼもう最初、議長に提出して、事務局のこれは適当かなそういう部分で、問題がないかないんで、議長が判断したらいいと思いますよ。それでどうしてもという部分があって、事務局もこれは、ちょっと私たちだけではになったら、その県の事務局とか相談していただいて、そこらあたり、それでもなおいけんなら、議運に諮ったらええんやないですか。もうそんな、それほど問題があるような資料を持ち込まれても困るし、そういうことがないようにもう議長判断でやって、事務局ともう自分1人の判断やないやないですか。事務局にちゃんと、これを法に照らして、適当なのかいう部分があって、議長がそれで判断すればええ話で、それでどうしてもってときは、諮ったらどうですか。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 これ自治法上は、議長の許可を得てですからね。自治法上は、その辺は勘違いせんように。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。失礼します。この点についてですね、皆さんに合わせて検討といいますか、考えていただきたいことがあります。今回のですね、議会情報の公開に関する要綱によりまして、一般質問については、議会運営委員会後にですね、ホームページで計上、掲載することになっております。このパネル等の使用についてですね、これはあくまでも一般質問等で補助資料として使うものですので、仮にですね、一般質問と同じように、ホームページに掲載するということになりましたら、やはり議会運営委員会ですね諮っていただく必要があるのかなと思ってます。公に、掲示するということになりますので。

○原田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ホームページに載せるようになるんで。はい。

はい。金繁議員。

○金繁議員 ホームページに載せるということは、一般質問の内容を載せるということですよ。パネルもそのときに同時に出さないといけないかというのは、また別の議論だと思うんですよ。やっぱり一般質問、書くことで一生懸命で、なおかつ8日前という大変早い時期に、愛南町は議会に出さないといけないので、パネルのその後作成に取りかかる、前回私がやった時はそうなんですけれども、出来たのぎりぎり前日でした。で、それよりも2、3日早くって言われたら、それも対処しますけれども、なかなかパネルの製作まで追いつかないんですよ。一生懸命書いてたら、ですので、そこは、パネルのアップ、パネルのアップロードっていうのはまた別の議論をしてほしいと思います。

(発言する者あり)

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今回の御意見いただいたんですけども、では一般質問等は、ホームページに掲載しますが、パネル等は掲載しないという方向でよろしいのでしょうか。パネルは掲載しない。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 その議論はまだです。一緒に出すのか、それともパネルは出さないのか、そして、パネルはその場合には、議長の権限で、その例えば前日とか、本会議の前でいいのか、その議論は別ですよ。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 ホームページの掲載についてなんですけども、例えば議会の前日とかになりましたらですね、まず作業が間に合わないの、掲載はどうしても出来ないと、議会までには間に合わないということはですね、理解をしておいていただきたいと思っております。

○原田議長 金繁委員。

○金繁議員 はい。すみませんわかりました。一般質問を、いつの時点で出すのかということも今日話すことになってくると思うんですけど、そっちを先にやらしてもらえませんか。で、もしそれが、5日前とかになってくれば、パネルも同時に出すことが可能なので、可能性が高まるので、それは8日前に全てを出さないといけないかどうかによって関わってくるので、お願いします。

○原田議長 この後それも協議するんですけど、一般質問の締切りのほう先にやりましょうか。事務局、これ従来どうやったんだ。

○本多事務局長 はい。失礼します。ではですね、令和3年度の議会定例会の開催予定をですね、ごらんになっていただきたいと思うんですけども、サイドブックスの11の共有資料の04、定例会日程の中で掲載しております。

(発言する者あり)

○本多事務局長 11共有資料の04定例会日程になります。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○本多事務局長 以前ですね、一般質問の締切日について、もう少し短縮をしていただけないかという御意見があったかと思うんですけども、令和2年度と、令和3年度ですね、議会日程を見比べていただきたいと思うんですが、令和3年度につきましてはですね、既に令和2年度よりも2日間、一般質問の締切日がですね短くなっております。で、これは、あくまでも執行部よりの発言ではないんですけども、やっぱり執行部のほうとしましてもですね、責任ある答弁書をつくらうと思えば、8日程度の日数が必要なのではないかというふうに私は考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。これはもうぎりぎりの線らしいんで。
金繁議員。

○金繁議員 これについては、ほかの議会の調査はされなかったんですか。

○本多事務局長 これはしてありません。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 じゃあ、それをしてもらってもいいですか。

(発言する者あり)

○金繁議員 いや、これ愛南町早いんですよ。

○原田議長 もっと、短くせよって言うんですか。前よりもちょっと短くなったんですけどね。

○金繁議員 でも、8日前なんですよ。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 これ、金繁議員が短いつて言うだけで、ほかの人はこれでいいという方もおられると思うんですよ。それはあなたの個人の意見でかんまんで、皆さんに聞いてもろたら。

(発言する者あり)

○原田議長 皆さんどうでしょうかね、この8日前は。

石川議員。

○石川議員 一般質問の締切日は、6月議会これ1年間のスケジュールがあるわけで、6月議会に間に合わなければ9月議会、12月議会、で3月議会があるわけで、その日程もですね、一般質問の締切りもここまで書かれてるわけですから、私は何ら問題はないと思っております。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 えっとですね、私がこれ期間が早過ぎると言ってるのは、今例えばコロナとか、臨機応変に対応しないといけない問題がどんどん起きてきている。8日間の間に新たな問題が生じることもあるんですよ。

(発言する者あり)

○金繁議員 で、全員協議会っていうのが、例えば今回だと5月の28日にありますよね。そこで議案が出される。それについて質問したいと思ったら、これ5日間しかないんですよ。5日前5月の28から6月3日の締切りまで。議案で出された中で、これが問題だと思ったところをしっかりと聞こうと思ったときに、その準備期間が非常に短いということにつながるんですよ。なので、これが例えばあと3日長くて1週間あるということであれば、もっと準備ができるんですけども、そういう意味で私は短縮、ほかの議会はもっと短いと思うんです。愛南町は長いと思って、それを検討していただけたらということを前回言いました。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。池田議員。

○池田議員 今の金繁議員の発言に対してなんですが、それ本会議に、今物すごく世の中コロナ対策で動いています。そのときには、一般質問で間に合わなければ、緊急要望とかそういう方法もあるんじゃないですか。緊急なときには、議会とか、そういうんじゃないで、緊急要望とか、そういう手法をとれば、それはそれで、町民の意思とか意見も伝わっていくんじゃないかと思えます。

以上です。

(発言する者あり)

○原田議長 どうですかね、もうこれ従来どおりということで構いませんか。

はい。金繁議員。

○金繁議員 すいません。そしたら、パネルについてはどうしますか。結局どうなったんですかね。議長に提出。

○原田議長 そうです。それを私が。

○金繁議員 それは、いつまでにですか。

○原田議長 何。

○金繁議員 議長にいつまでに提出なんですかね。
(発言する者あり)

○金繁議員 同時に出すということですか。

○原田議長 そがいならね。事務局そうならね。
(発言する者あり)

○原田議長 そうです、一緒に。一般質問と一緒に。
金繁議員。

○金繁議員 わかりました。ウェブサイトにも掲載していただけるということですね、さっきの話ですと。じゃあ、何日前にウェブサイトに掲載されるんですかね。

○原田議長 いや、それは待って。今から3番目の申合せの公表について、これはあの。

○金繁議員 すいません。何ページですかね。

○原田議長 次第の3番、③。わかります次第の③番。申合せの公表についてというのがあるでしょ。

(発言する者あり)

○原田議長 えっと、ちょっと待って。もう、公表については議運で一応、議運を開いた次の日。

(発言する者あり)

○原田議長 その日かね。ごめん事務局長。

○本多事務局長 はい。議会運営委員会終了後になってますので、翌日になろうかと思えます。

○原田議長 はい。翌日です。

金繁議員。

○金繁議員 翌日に議会のホームページに公表される。
わかりました。

○原田議長 申合せも公表ですよ。どこまで載せるのかということなんですが。この申合せ事項、これを公表しますので、ええんかね決定で、まだかね。

事務局長。

○本多事務局長 まだですね、公表するのかどうするのか。

○原田議長 どうするか、公表するかしないかをちょっと皆さんで協議していただきたいと思えます。どうでしょうかこれ、ホームページに公表。

はい。金繁議員。

○金繁議員 今度出来た議会基本条例の中にも、透明性、それから、説明責任ということが第3条でうたわれています。やっぱり私たちが議会運営をどういうふうにしているのかというのは、透明性を持つという意味でも、ウェブに載せるのが、筋だろうと思えます。ほかの議会もウェブに載せているところが多いようです。隠す必要はないと思えます。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この申合せ事項というのは、ほとんどがですね愛南町会議規則ということでもう既にですね、オープンになって、ホームページ上でですね、閲覧できるようにはなってるんですよ。違いますよね。

(発言する者あり)

○石川議員 いや違わないよ。この議会規則にのっとしてこれ申合せ事項が出来とんやから。例えば。

(発言する者あり)

○石川議員 3回制限書いとるから、会議規則に。さっき事務局が言うたやん。

○原田議長 挙手して。

はい。石川議員。

○石川議員 あの、この会議規則にのっとってですね、これ全て3回制限も、54条にきちっと載ってますから確認してください。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい。失礼しました。3回については載っているようです。ただですね、載ってないこともあるんじゃないでしょうか。逐一私確認はしてないんですけれども。はい。私たちがどういう規則に基づいて、活動しているのかというのは、ちゃんと町民に見える形にするのが筋だと思います。

(発言する者あり)

○金繁議員 じゃあ賛成ということで。

○原田議長 載せるということでもいいですかね。はい。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。失礼します。公表するとしまして、どこまで公表するかというあたりを確認させていただきたいんですけども。申合せ事項(案)のですね、例えば、2ページからですね12ページあたりでいいのか、それとも全て載せるのかという辺りをですね、確認をさせていただきたいと思います。

○原田議長 今事務局より説明があったんですが、これを全て載せるのか、それとも、言うたら、ページが14ページ。

事務局長。

○本多事務局長 12ページまでですね。13ページ以降については、詳細、詳細といいますか細かい内容になっているので、そこまで必要があるかどうかというところで。

○原田議長 12ページまででいいんじゃないかということなんですが、どうでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 はい。私は、この1番最後の中継に関する確認事項、これもどれが中継で見れてどれが見れないのか、結構問合せが町民の方からあるんですよ。なので、これも載せていただいて、18ページですね。はい。これはまた別なんですけど申合せ事項とは。

(発言する者あり)

○原田議長 どんなものでしょうかね。これ皆さん、テレビ中継、載せましょうか。

山下議員。

○山下議員 載せん理由はないやろ。載せん理由は。

○原田議長 では、載せましょうかね。それでいいですか。

(賛同する者あり)

○原田議長 はい、じゃあ載せるように。

事務局長。

○本多事務局長 はい。では12ページまでと、18ページを公表するというところでよろしいでしょうか。はい。はい。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 どこまでいったんどね。5番のその他に入ります。

石川議員。

○石川議員 あの、申合わせ事項の添付の文書の中で、海外旅行届とですね長期不在届。長期不在届だけでいいんじゃないですかね。わざわざこの海外旅行届が、必要な意味がよくわからないんですけど、私の中で。すいません。5日間以上愛南町を離れる場合は、長期不在届を出しなさいということなので、この海外旅行届とですね、区分けする意味が僕はわからないんですが。

○原田議長 これ事務局、今までずっとこれでやってきたんやな。最近かな。

(発言する者あり)

○原田議長 なかった。

事務局長。

○本多事務局長 海外旅行届については最近のようです。

○原田議長 最近かな。

那須議員。

○那須議員 欠席届も、ちゃんと書類で出しなさいっていうのも、そんな昔からやないよ。これも最近やで。

○原田議長 ということで、皆さんどうでしょうかね。これはもう要らのやないか、載せんでもええんやないかという。もう、これ載せなくていいですかね。

(賛同する者あり)

(発言する者あり)

○原田議長 必要ないだろうけど、載せるだけは載せとつてもいいんじゃないかと。いいですかね、それで。

はい。金繁議員。

○金繁議員 はい。私も将来的にはなくしていいんじゃないかと、必要な意味がわからないっていう石川議員の意見、私もそうです。長期ね、5日間以上離れるときは出すので、そこに包摂されてますよね。で、今インターネットでスマホ持って行って、幾らでも連絡がつくので、海外旅行は日数問わず絶対届けないといけないっていうのは意味がないと思いますね。意味あったら教えてください。

○原田議長 いやこれは何とも。うん。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。本多事務局長。

○本多事務局長 はい。失礼します。では、海外旅行届は、届けとしてですね、もう除くということではよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 はい。じゃあ除きます。あとはいいですか。

はい。金繁議員。

○金繁議員 二つあるんですけど、一つは、議会基本条例肝心のがまだ、ホームページに掲載されてないんじゃないですかね。

○原田議長 事務局長。

○本多事務局長 失礼します。議会基本条例なんですけども、結局ですね町の例規システムいうのがありまして、それってですね、一緒に今審査出して、もちろん返ってきてるんですけども、掲載についてですね準備をしているところです。で、例規多いんで、議会にかけるような条例からですね、内部的な要綱とか本数がありますので、年に4回、だったかと思うんですけども、分けてですね、掲載するようにしております。作業がですね遅れてるようなんですけども、その他の例規と一緒にですね、掲載されますのでもう少しお待ちください。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 掲載されたら教えてください。町民の方まだ目に触れてないという人がほとんどなので、お知らせしたいと思いますのでお願いします。で、2点目なんですけど、これせつかく、せつかくというか、感染予防のために、これパネル張っていただいてありがとうございました。せつかく議会チームなので、できれば顔が見える透明のにさせていただけると、

連帯感も生まれやすいかなと思うんですけど、御検討いただけないでしょうか。議長。

○原田議長 はい、事務局どうでしょうか。

(発言する者あり)

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 予算の関係があるんで、なんとも申し訳あげられないところはあるんですけども、ちょっと努力をしてみます。

以上です。

○原田議長 いいですか。はい。少林議員。

○少林議員 基本条例のパブリックコメントが、本当にすぐ消されてしまって見えません。ずっと残してほしいと思います。それからこのパブリックコメントを見たら、全てが貴重な御意見として。

○原田議長 ちょっと待ってください。まだちょっと待ってください。まだいろいろ協議する事項ありますんで、その他また後で。

○少林議員 はい。場所がわからなくてすいません。また言うてください。

○原田議長 そしたらですね、⑤番のその他の中で、議会資料の配付についてということがあります。これ申合せ事項の19番なんですけど、19番見てもらえますかね。議会資料は、個人情報を除く全ての資料を、タブレットでの配信のみとするということなんですけど、これ、昨年度これ決定したのはしたんですけど、もう1回皆さんちょっとお諮りしたいんですけど、予算と決算ですよ。いつも配付してた分厚い資料。やはりあれは、どうも必要なんじゃないかということで、ちょっと、皆さんにちょっとお諮りしたいんですけど、どうしても質問をするときに、ページをめくるでしょう。タブレットでは分厚い何百ページもあるの、なかなかこう検索は出来にくいので、出来たら予算決算書は今までどおり書類で。

はい。石川議員。

○石川議員 そういう厚いものこそですね、やっぱり僕はタブレットを使って、使い方をやっぱり検討するほうがですね、私はいいいんじゃないかなと。いやいやそうなんですけど、結局、予算書、決算書については、紙ベースでの配布もしますということでしょうから、それ紙ベース私は要らないと思います。要らない。

○原田議長 皆さんどうでしょう、これは。

はい。金繁議員。

○金繁議員 はい。私は紙でいただきたいです。やっぱりデータで、1枚とか数ページ見るのは、苦ではないんですけど、昔の人間なんで私も、紙でないと分厚いものはなかなか見えないうです。もし必要がないという人には、経費節減の意味で、出さないということもあり得るのかと思うんですけど、必要な人にはぜひ出してほしいです。

○原田議長 ほかにありませんか。鷹野議員。

○鷹野議員 私も予算決算はあったほうがいいと思います。というのも、やはりタブレットでぐっというって何ページ、ここ行って、ほんでまあ次の質問が何ページの何ページの三つって言うたら、それがまず消えてますんで。やはり紙ベースがないと全然おっつかないんで、予算決算はやっぱり紙ベースも、絶対必要だと思います。

○原田議長 那須議員。私も同じ意見で、少なくとも予算書と決算書ぐらいは、分厚いのを事務所にでもとどめていただいて、議員なんですから、それを邪険にするというのはどうかなと思います。

○原田議長 ほかはどうでしょうか。予算決算は、今までどおり分厚い紙ベースで、配布をしてもらおうということでもいいですかね。

(賛同する者あり)

○原田議長 はいじゃあ、そのように。

(発言する者あり)

○原田議長 あと(2)のその他になります。ちょっと待つて。

本多事務局長。

○本多事務局長 すいません。すいません。1点ですね、報告をさせていただきます。前回の4月30日の臨時会の中におきまして、商工観光課のですね関係の予算について、追加資料の求めがございました。それについてですね、このタブレットの02、臨時会、03、第2回の中ですね、補足資料として追加をしておりますので、確認をしておいていただきたいと思っております。あと、それに関連しましてですね、執行部のほうからお願いということにはなるんですけども、執行部としましてはですね、議会基本条例を受けまして、補正予算においても、今回の対応のようにですね、主要な事業等につきましては、事業ごとの説明資料をですね追加して添付することを検討しております。またですね、議員個人ではなくて、議会からの要請があれば、今後とも説明資料の在り方についてはですね、議会のほうと協議を重ねていくというですね意向であるというふうに聞いております。つきましては、本会議中の質疑の中で、資料要求される場面がありましたけども、限られた時間の中で判断にですね時間を要することにもなりかねず、議事のスムーズな進行を妨げることもありますので、資料要求につきましては、本会議中ではなくて、議員全員協議会等ですね、協議検討していただくような形でお願いしたいということで話を受けております。

以上です。

○原田議長 いいですかね。

はい。金繁議員。

○金繁議員 はい。でも、資料がなかったらその場で質問出来ないんですよ。なので、聞いたんです。で、つけ加えて今後、準備してくださいということは言いましたけれども、後者の部分を議会で言うのを控えるようにっていうことこの理解でよろしいですかね。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。本会議中でのですね資料提供については、控えていただきたいということになります。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。金繁議員。

○金繁議員 いや、十分な資料を出さずにですよ、本会議に突入して、質問しようにも資料がないから出来ない。で、その場で内容を聞きますけれども、次回から揃えてくださいって言って、何が悪いんですかね。これ議会として問題ですか。

(発言する者あり)

○原田議長 どうでしょうかね、その資料の提出、その場で本会議中。

はい。金繁議員。

○金繁議員 補足させてください。これまでも、ほかの議員がこういう情報がないじゃないかということをおっしゃって、で休憩時間とか、その場にすぐ、ドアを出てスタッフの方、職員の方に指示されて、休憩時間中とか、あとで持って来られること、たくさんそういう機会を私過去見てきました。そういうことが出来なくなるんですか。いや、ちょっとその理事者側からの要求はちょっと私は議会に対して、求めることじゃないと思います。

○原田議長 皆さんどうですかね。

石川議員。

○石川議員 今回、本会議中に資料を求めてはいけないのか、欲しくないのかはよくわかりませんが。その理由っていうのは何なんですか。

○本多事務局長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。答弁をですねする担当課の課長として、なかなか、その場で即答がで

きずにですね、議事とスムーズな流れを妨げるということかなと思っております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 これ議会というのは、これ緊張感がある程度なかったら駄目なんですよ。行政側の理事者側というのはプロなんですよね、行政の。だから、これ要望すること自体がこれもう本末転倒なんで、その辺はこれ議会としては撤回するべきで、必要な部分であったら、前もって例えばですよ、過去に議長を通じて、要は議会運営上、要求してくれという口頭で申入れたんですけども、一般質問の中でやってほしいと、そういう回答も過去2回ありました。冗談やないということもあったんですけど、まあるは別にしまして、だからそういう部分では、やっぱり緊張感を持ってすべきなんで、やっぱり必要とあらば理事者もすぐ間に合わん場合には、今までも暫時休憩、議長配慮でとって、そして、すぐ出てくる場合もあるし、時間が欲しいという場合もあるし、それは運用の中でやったらええんやないですか。

○原田議長 ほかに御意見ございませんか。議会中の資料提供。

事務局長。

○本多事務局長 私の説明がちょっと説明不足といいますかですね、足りないところがあったかもしれませんが、理事者側のスタンスとしましてはですね、提供できる資料は提供するというスタンスでありますので、その辺りは誤解のないようお願いしたいと思っております。

以上です。

○原田議長 できる範囲は、まあ資料提供はできると。

はい。石川議員。

○石川議員 その、できる資料については出すよと、会期中に、本会議中に。で、出来ない資料については、いついつ提出しますという形で、今までどおりでいいんじゃないですかね。何が問題になってるのか。私ね、ちょっとさっきも言ったんですけど、理由がちょっと理由がわからないなど。今までどおりであれば。

(発言する者あり)

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 僕も執行部ではないんで、あんまり答えれたところではないですけど。皆さんの御意見を聞いてですね、今までどおりということでしたら、そのまま伝えておきますので。

以上です。

○原田議長 そういう意見が多いんで、今までどおりということで、執行部には伝えてください。そうしたら、大体。

後、少林議員なんか、はい。

○少林議員 幾つかちょっと、さきの議会条例のときのパブリックコメントが、もう消されておりましたので、ずっとこれは残してほしいと思います。町民の声ですし、そしてこれ、全て修正なし現行どおり貴重な意見として賜ります。理解しますけど、現行どおりですっていう、全部、全部却下的なことでした。これは、いつこの返事を出され、いつ検討して、いつこの返事を出されたのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。パブリックコメントをもとにして、うちらもさらに検討したいと思うので、消さないでほしいことが一つ。そして、質問として、いつ検討しこの答えを出したのか、パブリックコメントくれた人にはどう返したのか、お聞きしたいと思います。

○原田議長 これはその、議会基本条例を制定する際に、このパブリックコメント、皆さんで全部協議をしたんですよ。この全員協議会で。はい。その何、消されたっていうのは何。

事務局長。

○**本多事務局長** 失礼します。その点については説明をさせていただきます。パブリックコメントについてはですね、議会基本条例以外にも、もちろんほかの計画、重要な計画等もですねパブリックコメントをとっておりまして、恐らく1か月程度だったかと思うんですけども、内容についてはですね削除する形になっていたかと思えます。

以上です。

○**原田議長** 少林議員。

○**少林議員** もっと長く残していただきたいと。

(発言する者あり)

○**原田議長** これ事務局、どうやったんだな1か月という、見えとったんかな。

(発言する者あり)

○**原田議長** 本多事務局長。

○**本多事務局長** はい。これについてはですね、実際事務を行ってるのは総務課のほうになるんですけども、何でちょっと運用について詳しくは説明出来ないんですが、議会基本条例だけ特別な扱いはしてないと思うので、ほかの計画と同じような形ですね、スケジュールに沿って、削除されたというふうに考えております。

以上です。

○**原田議長** いいですかね。

少林議員。

○**少林議員** ぜひ、もうちょっと長く残せるようにお願いをしたいと思います。今回自分も検討出来ませんでした。そうです。町民の意見。賞味期限が短い。

○**原田議長** もう、1か月いうふうにどうも決まっとんで。少林議員。

○**少林議員** そこをです。また検討してください。はい。検討をお願いしたいと。

○**原田議長** 池田議員。

○**池田議員** ちょっと今、議論の内容がわからないんですが。パブリックコメントの期間を延ばせうことですか。

(発言する者あり)

○**池田議員** 閲覧期間を延ばせっていうこと。

○**原田議長** それが、今1か月っていうふうに決まっとるんですよ。それを延ばしてくれと。

(発言する者あり)

○**原田議長** これ条例改正が要るんかな。

(発言する者あり)

○**原田議長** 本多事務局長。

○**本多事務局長** ちょっと内容を確認する必要があるんですけども、自治基本条例もしくはですね、住民参加、条例とか住民参加手続条例か何かあったかと思うんですけども、そういう手だてがあるやもしれません。ちょっと内容を確認してないんで何とも申し上げられませんが。

以上です。

○**原田議長** 少林議員、ちょっと確認するということでもいいですかね。はい。あとはよろしいですか。

少林議員。

○**少林議員** あとほかにも、すいません議長さん。どこで言うたらいいかわからないので、ちょっと幾つかお願いというか検討していただきたい。この間の政務活動費は出ないというふうにお伺いしたんですが、自分ら新人で勉強しないと、町民のためにならないし、町と対峙することも出来ないです。ですから、ぜひ全員でどっか行くっていうあれやなくて、自

分が見つけたいろいろなところへ活動しに行くのに、ぜひ政務活動費が出るような方向でまた検討いただけないかなと思います。要望で。

○原田議長 要望で、はい。わかりました。また検討します。少林議員。

○少林議員 その近くでもう一ついいですか。さっき言ったように自分、もう全然わからないので、そして私たち議員自体も、そして町民自体も、お互いにレベルアップしていかないといけないので、ぜひ専門家の方を招いての外部講師か何かの学ぶ機会というのを、ぜひいただきたいと思うんです。ぜひそれも御検討いただいたらと思います。

○原田議長 はい。わかりました。

あと、嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 手短かに、要望ですけど。会議規則の60条2項に、通告書の件があるんですけど、文書でとってますが、通告書は文書でとってますけど、これ、よその見ると、メールとかファクスもあるんですが、この辺はぜひ検討していただきたいんですけど。

(発言する者あり)

○原田議長 そうですね、確かに。うん。そういうのがやっぱりあるのかなと思いますね。今後の検討で、また検討します。はい。

はい。金繁議員。

○金繁議員 すいません。今の嘉喜山議員のおっしゃったこと私もそうお願いしたいです。私はまだね、こっから近いんでいいんですけど、嘉喜山議員はねとっても遠いところから来られていて、やっぱり、インターネットをこれだけ私らもタブレット使ってる議会ですから、もう最新のやり方に揃えていったらどうかなと思います。すいません先ほど少林議員がおっしゃられてた、専門家を招いての勉強会をっていうこと、私も先ほど言ったことの繰り返しになるんですけど、ぜひ、出来たら定期的に勉強会が開けるような形をつくっていただけたらと願っています。2年ぐらい前でしたかね、県の議会の方に紹介していただいた何とか、はい。

○原田議長 いや、今なあコロナで、この前もやる予定やったんですけど、ちょっと。

金繁議員。

○金繁議員 いやいや、県の方じゃなくて、大学の先生で。

○原田議長 北海道の方。また今後コロナでも落ち着いたら検討します。

金繁議員。

○金繁議員 それで今すいません。今ですね、コロナでいろんな勉強会とかイベントが中止になってますけど、議会でズーム会議、インターネットで会議できる形が導入されてきています。コロナの収束を待っていては、議会の機能が落ちて非常に落ちてしまうので、ズーム会議、インターネット会議ということを取り入れるということも検討してほしいです。

要望します。

○原田議長 はい、わかりました。ほかにはございませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 事務局、ええかな。あとは、はい。

○佐々木副議長 はい。以上をもちまして協議会を終了いたしたいと思います。どうも、長時間にわたりありがとうございました。